

日本スポーツ振興センター災害共済給付について

日本スポーツ振興センターは、国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度です。体育の授業や部活動中など、学校管理下で発生したけがなどによって受診した場合は、所定の手続きをすることで、加入している日本スポーツ振興センターから医療費などの給付を受けることができます。

詳細は『[「災害共済給付制度」のお知らせ](#)』をご覧ください。

災害給付の手続きについて

学校の管理下の災害で診療を受けた場合は、保健室へ連絡してください。必要書類をお渡しします。
または様式をダウンロードすることもできます。

〈主な必要書類〉

[①災害報告書](#) → 生徒本人が記入する。

[②口座振替払申出書](#) → 保護者が記入する。

[③医療等の状況（病院用）](#)

[④医療等の状況（整骨院用）](#)

→ 治療を受けた医療機関で記入してもらう。（月ごと）

[⑤調剤報酬明細書](#) → 薬が処方された場合、調剤薬局で記入してもらう。（月ごと）

[⑥治療用装具明細書](#) → 装具を作成した場合、医療機関で記入してもらう。（領収書の写しを添付する）

[⑦高額療養状況の届](#) → 必要に応じて提出。保護者が記入する。

「北海道高等学校安全互助会共済制度」について

本校では全員加入でPTAから会費（1人1400円）が支払われています。

「学校管理下」での災害は日本スポーツ振興センターが給付を行います。それを補う形での給付や、学校活動のみならず、PTA管理下での活動や保護者などのPTA会員の災害も給付対象となります。

【学校管理下とは】

「日本スポーツ振興センター」の定義に準じます。

【PTA管理下とは（生徒に関して）】

- 1 PTA総会等で決定された、PTA主催の行事に参加しているとき
- 2 長期休業中の平日以外の休日に参加した、PTA主催
またはPTA共催の活動で、スポーツ振興センターの
給付対象とならない活動に参加しているとき。
- 3 1、2の活動のため、現地や集合・解散場所と自宅の間の移動中。
寄り道をしたときなど、給付対象外となる場合もあります。

【手続きについて】

スポーツ振興センターからの支給状況を確認し、対象となった生徒には必要書類を保健室から渡します。

記入後は保健室に提出してください。

- 1 「共済金請求書」は保護者が記入。
- 2 学校から互助会に請求書を送付。
- 3 互助会からご家庭（保護者）に共済金の振り込みと「共済金等給付通知書」の通知が行われます。

【災害とは】

「学校の管理下」及び「PTAの管理下」にある間に被った負傷、疾病及びその結果としての障害、死亡です。

【共済金の給付内容

（生徒に関して）】

- ・死亡共済金
- ・障害共済金
- ・傷病共済金：

「スポーツ振興センター」から1万円以上給付された場合、その4割の金額が給付されます。ただし、1か月の給付額の上限は4万円です。

- ・歯科補綴共済金

1本につき4万円を限度に自費治療費の範囲内で2本まで、等。